

今定例会で可決された議案

議員等提出

- ◆**条例の一部改正**
 - 茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例
 - ◆**意見書・決議**
 - 外国人技能実習制度の充実を求める意見書
 - 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書
 - 二〇一六年主要国首脳会議(サミット)関係閣僚会合のつくば市開催に関する決議

知事提出

- ◆**平成二十七年当初予算関係**
 - 一般会計予算(一件)
 - 特別会計予算(十二件)
 - 企業会計予算(六件)
 - ◆**平成二十六年度補正予算関係**
 - 一般会計予算(一件)
 - 特別会計予算(十二件)
 - 企業会計予算(六件)

条例の制定

- 民生委員の定数を定める条例
- 茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例
- 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

条例の一部改正

- 茨城県発着施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県自転車競走実施条例の一部を改正する条例
- 茨城県行政手続条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例
- 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県立医療大学条例の一部を改正する条例
- ◆**その他**
 - 包括外部監査契約の締結について
 - 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
 - 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
 - 費用負担契約の締結について
 - 県有財産の取得について

人事

- 教育委員会教育長の任命について
- 教育委員会委員の任命について
- 監査委員の選任について
- ◆**報告**
 - 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づく専決処分について

可決された意見書・決議

- 外国人技能実習制度の充実を求める意見書
- 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書
- 二〇一六年主要国首脳会議(サミット)関係閣僚会合のつくば市開催に関する決議

採択された請願

- ◆**総務企画委員会**
 - 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求める請願
 - ◆**土木企業委員会**
 - 主要地方道石岡筑西線上曾トンネルの早期着工を求める請願

(全文はホームページでご覧になれます)

(全文はホームページでご覧になれます)

県議会ではどうやって物事が決められているの？

審議の順序



本会議、委員会、そして再度本会議へ

議員、または知事から提出された議案は本会議にかけられます。この本会議は全議員で行われます。ここで議案その他必要なことがらすべてについて審議しますが、議案は複雑なもの、専門的なものなどが多く、簡単には決められません。

そこで、より詳しく審査するために専門の委員会が設けられています。この委員会で審査された後、さらに本会議で再度審議されて採決されます。

議案についての質疑・県政についての質問

本会議では、議案についてただ「質疑」と、県政一般についてただ「質問」が一括してなされますが、議員個人の立場で行うのを「一般質問」、会派を代表して行うのを「代表質問」といいます。

可決した議案は

県議会で議決した予算、条例をはじめとする会議の結果は、知事に送付されます。知事などの執行機関は、県議会で決定したことに基づいて、実際の仕事を進めていきます。

また、県議会では、県だけでは解決できない問題については、国をはじめとする行政機関に意見書を提出して協力を求めたり、県議会の意思を明確にするための、決議を行ったりしています。

茨城県議会議席表(平成27年2月26日現在)

